

委員会提出議案第1号

日高市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日高市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年12月12日提出

日高市議会議長 鈴木健夫様

日高市議会運営委員会

提出者

委員長 加藤大輔

提案理由

情報通信技術の活用を図り、議会運営の効率化を推進したいので、この案を提出するものである。

別紙

日高市議会基本条例の一部を改正する条例

日高市議会基本条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に、「第16条・第17条」を「第17条・第18条」に、「第18条・第19条」を「第19条・第20条」に、「第20条」を「第21条」に、「第21条・第22条」を「第22条・第23条」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第10章中第20条を第21条とする。

第9章中第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第8章中第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第7章中第15条を第16条とする。

第6章中第14条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術の活用）

第15条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の活用を図るものとする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

日高市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 議会の機能強化（<u>第12条—第15条</u>）</p> <p>第7章 政務活動費（<u>第16条</u>）</p> <p>第8章 議員定数及び議員報酬（<u>第17条・第18条</u>）</p> <p>第9章 議会の体制整備（<u>第19条・第20条</u>）</p> <p>第10章 議員の政治倫理（<u>第21条</u>）</p> <p>第11章 他の条例等との関係及び条例の見直し（<u>第22条・第23条</u>）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第6章 議会の機能強化 （<u>情報通信技術の活用</u>）</p> <p><u>第15条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の活用を図るものとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第7章 政務活動費 （政務活動費）</p> <p><u>第16条 略</u> 2 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第8章 議員定数及び議員報酬 （議員定数）</p> <p><u>第17条 略</u> （議員報酬）</p> <p><u>第18条 略</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第9章 議会の体制整備 （議会改革の推進体制）</p> <p><u>第19条 略</u> （非常時における議会の体制）</p> <p><u>第20条 略</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第10章 議員の政治倫理 （議員の政治倫理）</p> <p><u>第21条 略</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 議会の機能強化（<u>第12条—第14条</u>）</p> <p>第7章 政務活動費（<u>第15条</u>）</p> <p>第8章 議員定数及び議員報酬（<u>第16条・第17条</u>）</p> <p>第9章 議会の体制整備（<u>第18条・第19条</u>）</p> <p>第10章 議員の政治倫理（<u>第20条</u>）</p> <p>第11章 他の条例等との関係及び条例の見直し（<u>第21条・第22条</u>）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第6章 議会の機能強化</p> <p style="padding-left: 40px;">第7章 政務活動費 （政務活動費）</p> <p><u>第15条 略</u> 2 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第8章 議員定数及び議員報酬 （議員定数）</p> <p><u>第16条 略</u> （議員報酬）</p> <p><u>第17条 略</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第9章 議会の体制整備 （議会改革の推進体制）</p> <p><u>第18条 略</u> （非常時における議会の体制）</p> <p><u>第19条 略</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第10章 議員の政治倫理 （議員の政治倫理）</p> <p><u>第20条 略</u></p>

<p>第11章 他の条例等との関係及び条例の見直し (他の条例等との関係)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(条例の見直し)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>第11章 他の条例等との関係及び条例の見直し (他の条例等との関係)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(条例の見直し)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>2 略</p>
--	--